



- ①、化学物質発明
- ②、医薬発明
- ③、飲食物・嗜好物発明
- ④、新植物品種

(2)多項制・併合多項制

従来我が国は、単項制を採用しておりましたが、今度の改正により一つの発明で複数項特許を請求することができます。又、一発明一出願の原則の例外として複数の関連した発明を一つの願書にまとめて特許出願ができるようにした併合出願制度において、その複数の関連発明に前記述べた多項クレームの記載を認めるようにしたこと。

次に、商標法の改正について述べてみます。近年この商標の出願が特許・実用新案と同様に急激に増加の一途をたどり、特許庁においての未処理件数も遂に50万件を突破するに至り、審査も長期化しこのままの状態が続けば、後に於いて登録商標を使用したい企業者や事業者が商標登録を受けることができず、商標制度の本来の存在意義（商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、もっと産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する）も失われることになりかねない。そこで迅速に処理を計ると共に、商品に真に使用したい企業者・事業者に使用させ、商標の円滑な運用を計り、眠っている商標の排除及び商標ブローカーの躍を防ぎ、不使用商標は消滅させて使用したい者に権利を与え保護し、その者の使用保持を図るために今回登録商標の使用義務を強化した点が主な改正であります。

●改正点の主な内容は…

- (1)登録商標の更新登録出願における登録商標の使用実態の審査をする。
- (2)商標登録を受けようとする出願人の業務に関する事項の願書への記載をする。
- (3)不使用登録商標の商標権者に対する取消審判の挙証責任の転換を図ったこと。従来、不使用取消審判においては、審判請求人がその商標について権利者が使用していない事実を立証しなければならなかったが、今回の改正により審判を請求された商標権者がその商標について現に使用しているという事実を立証しなければならなくなり、その使用事実が立証できないとその商標は取り消されてしまいます。従って、商標権者は絶対に継続して3年以上その商標について指定商品に使用をしなければならなくなりますので、使用しないという間の間にかその商標が他人に移ってしまうおそれもでてきます。

充分注意することが大切です。

以上、簡単に述べましたように、本年よりこれらの点が改正され施行されましたことをお伝えしておきます。更に新しい改正点の内容につきましては、次回に述べさせていただきますと考えております。尚、お解りにくい点がありましたら、ご遠慮なく御質問いただければ私の知る限りにおいてお答え申し上げます。

尚、毎月第3水曜日1時～5時まで商工会議所に於きまして「発明相談」を行っておりますので、工業所有権に関し御質問、御相談がありましたら御遠慮なくお越し下さい。

MEMO

以上 現在出願してある商標が他人が使用して、それが使われない可能性がある。従って、他人が使用している商標について、権利者が立証できない限り、その商標は取り消されてしまいます。従って、商標権者は絶対に継続して3年以上その商標について指定商品に使用をしなければならなくなりますので、使用しないという間の間にかその商標が他人に移ってしまうおそれもでてきます。

To Dignify the Human Being;

人間に威信を;
(Ernesto Imbassahy de Mello R.I. 会長指針)

第595回例会

1976~1977 第41号 1976. 4. 21



深瀬 鴻一郎

例会日 毎週水曜日 12:30~13:30 例会場 国際ホテル
事務所 函館市大手町5-10 日魯ビル 3階 電話(0138)23-3870

本日のプログラム
『函館の歴史』 亀田番所を中心として
函館公民館々長 当作 守夫氏

第594回例会記録

- ◎司 会 成田 勇司会長
- ◎ビクター 函館R.C. 内山 哲郎君 他9名
函館東R.C. 近江 登君 他2名
五稜郭R.C. 越前 達郎君 他4名
- ◎ゲ ス ト 東京小石川R.C. 弁理士 早川 政名氏
- ◎齊 唱 我等の業



函館北ロータリークラブ会報

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

第596回例会

1976~1977 第42号 1976. 4. 28

「To Dignify the Human Being;
人間に威信を」
(Ernesto Imbassahy de Mello R.I. 会長指針)



深瀬 鴻一郎

◎会長報告 成田勇司会長

年中行事である春闘のあおりで、今日も交通がマヒしております中を沢山の方々がお集り戴きましてありがとうございます。

これはロータリーと関係のないことですが、去る4月8日から12日まで、今井デパートにおきまして、函館オーシャンクラブの70周年記念行事として、回顧展を開催しましたところ、大勢の方々がおいでになりました盛会に終了しました。日頃よりオーシャンクラブを後援下さいましてお礼申し上げます。

昭和5、6年頃当クラブの遠藤先生が名外野手として活躍されておりました。現在の遠藤先生のスタイルを見ておますと、野球と言い感じがしないのですが……。

ソ連は今5ヶ年計画で合計約100隻の船を総額2,000億円の予算で大量発注する計画がありますが、その資金のメドがようやくついたと言うことです。私共は当然ソ連の資金を都合するものと考えておりましたところ、そうではなく、アメリカの金融会社ロビンインターナショナルからの融資によってまかなうそうです。この様なことは現在の労組の諸君はわからないだろうと思います。国家が次第に乱れて行く状態にある春闘をやっていると言うことに我々は心あらたにして対処しなければいけないと考えます。

◎幹事報告 佐々木 権名幹事

1、I.C.G.F. は4月17日市民会館において12時より13時までの間に受付を致します。参加の方はお忘れなくお願い致します。

2、来る10月1日、札幌アイスアリーナーにおいて開催される合同地区年次大会の仮申入書が皆様のお手元にございます。お早めに提出して下さい。

◎親睦活動委員会 ニコニコボックス投入

成田 勇司会長 オーシャンクラブ70周年の記念を祝い

早川 政名会員

戸崎会員 ホームクラブ欠席がちのお詫び

出席委員会 他クラブメイキャップの手続き不手際の為会員の方に御迷惑をおかけしたお詫び

◎卓話ゲストスピーカー

弁理士 早川 政名氏 東京小石川R.C.

「特許法・商標法」の一部改正について
(別紙にて要旨説明)

◎出席報告

会員数	62名	出席率	函館北(4/7)	96.77%
出席	名		函館東(3/30)	98.85%
欠席	2名		函館(4/1)	91.87%
他クラブ出席	名		函館五稜郭(4/2)	100%
出席合計	60名		亀田(3/24)	93.94%
出席除外者	0名			

(大島)

プログラム 次回例会日 4月28日

「サボテン栽培に学ぶもの」
北海道カクタス同好会 会長 佐藤 哲雄氏(松川中学校教諭)

例会日 毎週水曜日 12:30~13:30 例会場 国際ホテル
事務所 函館市大手町5-10 日魯ビル 3階 電話(0138)23-3870

本日のプログラム

「サボテン栽培に学ぶもの」
北海道カクタス同好会会長 松川中学校教諭 佐藤 哲雄氏

第595回例会記録

◎司会 成田 勇司会長

◎斉唱 手に手つないで

◎ゲスト 当座 守夫(函館公民館館長) 鈴萩 一郎氏御夫妻(青い鳥の会理事長)